

# 婚姻届

令和〇年〇月〇日届出

札幌市〇〇区 長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号						
送付 令和 年 月 日	長 印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知

## 記入の注意

## 記載例

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。  
札幌市内の区役所に届け出る場合、届書は1通でけっこうです。(その他のところに届け出る場合は、直接、提出先にお確かめください)  
この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要です。

字訂正  
字加入  
字削除

札幌 太郎  
※署名

北海 花子  
※署名

(1) 氏 名	夫 になる 人		妻 になる 人	
	さつぽろ 氏	たろう 氏	ほっかい 氏	はなこ 氏
生 年 月 日	平成 4 年 8 月 25 日		平成 6 年 4 月 24 日	
(2) 住 所	札幌市中央区南3条西11丁目		札幌市北区篠路4条7丁目	
	330番地2		2番40号 北ハイツ101号	
(3) 本 籍	東京都千代田区平河町		札幌市北区篠路4条7丁目	
	1丁目4番		2番地番	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 <small>右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください</small>	父 札幌 幸雄	続き柄 長男	父 北海 忠治	続き柄 長女
	母 松子		母 春子	
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	父 札幌 幸雄	続き柄 養子	父 北海 忠治	続き柄 養女
	母		母	
(5) 同居を始めたとき	新本籍 (左の☑の氏の人ですでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)			
	札幌市手稲区前田1条11丁目1番地			
(6) 初婚・再婚の別	☑初婚 再婚 (☐死別 ☐離別) 年 月 日			
	☑初婚 再婚 (☐死別 ☐離別) 年 月 日			
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれのおもな仕事と	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯			
	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯			
(8) 夫妻の職業	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)			
	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)			
そ の 他	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯			
	6. 仕事をしている者のいない世帯			
届出人署名 (※押印は任意)	夫 札幌 太郎 印		妻 北海 花子 印	
	事件簿番号			

証 人			
署 名 (※押印は任意)	白石 孝助 印	西野 竹子 印	
生 年 月 日	昭和 62 年 6 月 22 日	平成 2 年 3 月 29 日	
住 所	札幌市白石区南郷通1丁目	札幌市西区琴似2条7丁目	
	南8番1号	1番1号	
本 籍	札幌市白石区南郷通1丁目		東京都世田谷区若林4丁目
	南8番地	番地	31番地

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

☐には、あてはまるものに☑のようにするしをつけてください。  
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくれますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。  
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

婚姻によって、住所や世帯主が変わる方は、あらたに住所変更届、世帯主変更届の手続きが必要となりますので、ご注意ください。  
なお、婚姻届と同時にこれらの届を出すときは、住所、世帯主欄は、変更後の住所、世帯主を書いてください。  
就業時間以外(土曜日、日曜日、祝日等)の住民異動届は受付できませんので後日届出願います。

●署名は必ず本人が自署してください。

●届出のとき持参するもの

夫・妻の戸籍謄本または戸籍全部事項証明書 各1通  
(札幌市内の区役所に届け出る場合、札幌市に本籍がある方については必要ありません。)

日中連絡のとれるところ

電話 (011)〇〇〇-△△△△

自宅 勤務先 呼出 (方)

住 定 年 月 日	
夫	・ ・
妻	・ ・